

静岡県告示第655号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち、小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及びその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年10月7日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）	焼津市と榛原郡吉田町界から牧之原市勝俣と牧之原市片浜界に至る共第18号共同漁業権漁場内	令和7年12月7日から令和8年3月20日まで	200キロワット以下	5トン未満	当該漁業に係る組合員行使権を有する者	2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月20日から令和7年11月19日まで

3 備考

この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和8年3月20日までとする。